

指定短期入所生活介護事業所

指定介護予防短期入所生活介護事業所

ショートステイさみどり

## 重要事項説明書

医療法人 徳新会 ショートステイさみどり

(令和 6年 10月)

# 指定短期入所生活介護事業所

## 指定介護予防短期入所生活介護事業所

ショートステイさみどり

### 重要事項説明書

#### 1. 事業者

設置者の名称	医療法人 徳新会
運営者の名称	医療法人 徳新会
運営代表者名	理事長 豊田國彦
所在地	三重県四日市市久保田二丁目 1-2
その他の事業	ドラゴンクリニック ドラゴンクリニック通所リハビリ ドラゴン居宅介護支援センター グループホーム さわらび 特定施設 やまぼうし

#### 2. 事業の目的と運営の方針

##### 事業の目的

当施設では、介護サービスを必要とする利用者に対し、心身ともに穏やかな生活を送れるように、又、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えるとともに、その環境、年齢及び心身の状態に応じた必要な介護サービスを総合的に提供し、援助することを目的とします。

##### 施設運営方針

当施設においては、提供する施設サービスは、介護保険法並びに厚生労働省令の趣旨及び内容に沿って行うこととします。

- (1) 当施設は、利用者の要介護状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- (2) 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮し、適切な介護技術をもって行います。

(3) 施設サービスの提供にあたって職員は、親切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対しサービス内容及び提供方法について、理解しやすいよう説明をします。

(4) 施設サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、行動を制限する行為は行いません。

(5) 当施設は、提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めます。

### 3. ご利用施設の概要

施設の名称	診療所併設型短期入所生活介護事業ショートステイさみどり
施設種別	短期入所生活介護施設（介護予防）
所在地	秋田県山本郡三種町浜田字上浜田1番地3
開設年月日	平成30年 2月 1日
県知事指定番号	第 0572225670 号
管理者	信太 香織
	電話 0185-85-4688
	FAX 0185-85-4700
交通の便	奥羽本線森岳駅下車 タクシーにて10分 秋北バス 釜谷 五明光線 浜田入口停留所横
敷地概要	秋田県山本郡三種町浜田字上浜田1 敷地面積 5,349.99㎡
建物概要	木造 1104.2㎡ 事業者の所有・竣工 平成19年3月15日
利用定員	39人

#### (1) 居室

個室 7室 2人室 12室 4人室 2室  
479.6㎡（1床あたり 12.3㎡）

※ 利用者又は契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。ただし、個室を希望する場合には、別紙利用料金表に記載したとおり料金が変わります。

利用者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その際には、利用者、家族等との協議のうえ決定するものとします。

(2) 主な設備

1. 玄関
2. 看護・介護員室、医務室、相談室
3. 静養室（多目的）
4. 機能訓練室、食堂
5. 浴室（一般浴槽・臥床式特殊浴槽・トイレ）
6. 洗濯室、介護材料室
7. トイレ、洗面所

(3) その他

各個人用ギャジベット、床頭台、衣類収納タンス、すべてのトイレ、浴室にナースコール等の設置

※ 上記施設・設備の利用にあたって、利用者の費用負担はありません。

#### 4. 職員の配置と勤務体制

以下は短期入所生活介護39名の体制です。( )内兼務 令和6年4月1日現在

職 種	職員数	夜間勤務職員数	備考 (資格等)
医師	1人 (1)		医師 診療所との兼務
管理者	1人 (1)		生活相談員との兼務
生活相談員	2人 (1)		介護支援専門員 介護福祉士 管理者兼務 介護員兼務
介護職員	16人 (1)	夜勤2人	介護福祉士他 常勤専従 14名 1名非常勤専従 1名生活相談員と兼務
看護職員	4人		看護師3名 准看護師1名
機能訓練指導員	1人		鍼灸マッサージ1名
栄養士 調理員	2人 (2) 2人 (2)		管理栄養士2名常勤 調理員兼務 調理師併設事業所兼務
事務員	1人 (1)		常勤 診療所兼務

[平均勤務体制]

管理者	8:30~17:00	1人
生活相談員	8:30~17:00	1人
栄養士	8:30~17:00	1人
看護員	いずれか2人下記を交代勤務	
(日勤)	8:30~17:00	
(遅番)	9:30~18:30	

※看護職員は、当番(交代)で夜間、自宅待機体制をとり急変時に備えます。

介護員(早番)	7:00~15:30	
(日勤)	8:30~17:00	
(遅番)	10:30~19:00	
(夜勤)	16:30~ 9:00	
栄養士 調理員	交代勤務	
(早番)	6:00~14:30	1人
(日勤)	8:30~17:00	1人
(遅番)	10:30~19:00	1人

## 5. サービスの内容

### (1) 介護保険給付対象サービス

介護度に応じたサービス計画を作成し、利用者の意見や心身の状態をふまえ介護サービス計画に応じたサービス（食事・入浴・排泄援助・生活等）を提供します。

種 類	内 容
【介護全般】	利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように適切な技術をもって介護にあたります。
【食 事】	1日3食（定食方式）、食堂内配膳、栄養士の立てる献立表により、それぞれの身体状況等に応じた食事を提供します。 食事の提供の要する費用（食材料費、調理費相当分）については、自己負担となり、別紙「利用料金表」に記載した通りです。 又、食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までお申し出があった場合には「食事に係る自己負担額」は減免いたします。
【食事時間】	朝食 7：30 昼食 12：00 夕食 17：30  ※ 原則として、上記の時間ですが利用者、家族等の要望により多少の時間変更にも相談のうえ対応します。
【入浴・清拭】	基本的には週2回以上、身体状況等により入浴が困難な場合はシャワー浴、足浴、清拭等を実施します。  ※ その他、利用者の希望により個々の入浴に対応できる限り実施します。
【排泄介護】	心身の状況に応じ、適切な方法で排泄自立を目指します。困難な場合はオムツ等を使用し、適切な援助を併用する（定時交換基準6回随時併用、その他声がけ、確認、トイレ誘導）を行う。ただし、利用者の排泄状況によっては交換回数、使用するオムツ等も変わります。

- 【離 床】 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- 【機能訓練】 必要に応じて、日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善、維持のための機能訓練を生活ケアの中で行います。
- 【相談・援助】 利用者や必要に応じて家族に対して生活、介護、環境等に関する相談、助言を提供します。
- 【社会的便宜の提供】 レクリエーション、行事などの提供、日常生活上必要な行政機関等の諸手続きで利用者、家族が対応困難な場合の代行手続き、金銭等の管理（ただし、小遣い程度の金額に限る。）
- 【季節行事】 春・・・お花見 夏・・・サンドクラフト見学  
秋・・・ドラゴン祭り 冬・・・クリスマス会  
※コロナウイルスの状況も見ながら開催する
- 【生活サービス】 シーツ交換、居室清掃、施設内で可能な洗濯。
- 【健康管理】 ○ 週2回以上の医師による回診と医師の指示による医療処置、定期健康診断、健康相談。  
その他、看護員による毎日の健康管理、保健衛生業務を実施します。  
○ 常勤の看護職員により、又は併設医療機関との連携により、24時間連絡体制を確保し、利用者の健康上の管理等を行います。
- 【送 迎】 利用者の心身の状態、家族等の事情等から見て送迎を必要と認められる利用者に対して、居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行います。通常送迎の実施地域は、山本郡内、能代市、男鹿市（若美地区）、大潟村までといたしております。
- 【その他】 クリーニングの取次、宅配便、郵便物の取次等。

## （2）介護保険給付対象外サービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

※ 料金については、別紙「利用料金表」をご参照下さい。

種 類	内 容
【理髪・美容】	<p>ご希望により理髪サービスをご利用いただけます。 ただし、理美容業者の訪問による理髪・美容となります。 実費のご負担いただきます。</p>
【洗 濯】	<p>ご希望により、シャツ・ズボンの色落ちのしないもの、(綿、ポリエステル等の通常の洗濯機による洗濯が可能なもの) 下着・靴下(白っぽいもの)については職員による洗濯を無料にて行います。 前提条件として他のご利用者様と区別するためご記名をお願いします。 職員からの洗濯をご希望されない場合、クリーニング店による洗濯も選択できます。 (30cm四方大ネット 1枚分500円但し縮み色落ち品は不可) セーター等ウール製品やドライクリーニング等はクリーニング店の宅配サービスをご利用いただけます。費用はクリーニング店の種別料金表によりお支払いいただきます。</p>
【金銭管理】	<p>原則として、利用者、家族管理としますが、利用者、ご契約者の希望により施設が管理します。現金(小遣い程度の額)に限り預ります。</p>
【食事の提供】	<p>食事の提供に要する費用(食材費及び調理費)については、実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当り)のご負担となります。</p>
【居室の提供】	<p>滞在に要する費用(光熱費及び室料)については、施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、個室の方には光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)多床室の方は光熱水費相当額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額(1日当り)のご負担となります。</p>



### (3) 利用料金の支払い

前記(1)、(2)のサービス料金・費用については、サービス終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いいただきます。

現金でのお支払いのほか、下記金融機関からの自動引落しが可能です。

① 郵便局 ② JA秋田やまもと ③ 羽後信用金庫

ご利用月の翌月17日(土・日・祝日の場合は翌営業日)の引落となります。ご本人の口座(ご家族様の口座からも引落しも可能)から、ご利用期間分の請求額を引落しさせていただきます。

自動引落をご利用になられる方は事前にお申込が必要です。あらかじめ職員にお話いただき、手続き書類にご記入・ご捺印の上金融機関に直接お届けいただくか、管理者(生活相談員)にご依頼ください。

## 6. 協力医療機関と医療

- (1) 医療機関の名称 医療法人徳新会 ドラゴンクリニック  
院長名 菊地 次郎  
所在地 秋田県山本郡三種町浜田字上浜田1番地  
電話 0185-85-4666  
診察科目 内科・循環器内科・整形外科  
入院施設 なし  
救急指定の有無 無し  
協力契約の内容 ①利用者への定期的な診断(週2回以上2時間)  
②利用者が急変した場合の緊急対応措置  
③利用者が入院必要となった場合の医療機関の紹介
- (2) 医療機関の名称 能代厚生医療センター  
院長名 太田原 康成  
所在地 秋田県能代市落合字上前田地内  
電話 0185-52-3111  
診察科目 精神科 神経内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 小児科  
外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 皮膚科 心臓血管外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科  
リハビリテーション科  
放射線科 麻酔科
- 病床数 一般 392床 精神 60床 感染 4床 合計 456床
- 救急指定の有無 有り (災害拠点病院)
- 協力契約の内容 ①利用者が急変した場合の緊急対応措置  
②利用者が入院必要となった場合の医療機関の紹介

(3) 医療機関の名称	医療法人佳聖会 みなみ歯科・のしろインプラントクリニック
理事長名	深川 聖彦
所在地	秋田県能代市河戸川大須賀 52-3
電話	0185-52-8117
診察科目	歯科
入院施設	なし
救急指定の有無	無し
協力契約の内容	利用者が歯科治療を必要とした場合の対応措置

#### (4) 利用者の医療

1. 病気やケガの治療は併設医療機関又は利用者が選択する医療機関で受けていただくことになり、医療費は医療保険制度で支給される以外の費用は、利用者の負担となります。
2. 医療機関への受診時の付き添いは、家族からも協力していただき対応します。

## 7. 非常時災害時の対策

非常時の対応	◇別に定める「医療法人徳新会 ドラゴンクリニック 消防計画」により対応します。
非常通報の体制	◇非常通報体制は所轄消防署への通報及び全職員での連絡体制を確保しています。
近隣との協力体制	◇浜田地区消防団
平常時の訓練と防災設備	◇別に定める「医療法人徳新会 ドラゴンクリニック 消防計画」により年2回以上の総合訓練・部分訓練（昼間及び夜間を想定）を入所者の方も参加して実施します。
防災設備の概要	自動火災報知設備 1台 排煙装置 30ヶ所 非常警報装置 2ヶ所 誘導灯 6ヶ所 屋内消火栓 3ヶ所 スプリンクラー

## 8. 緊急時の対処方法

利用者の心身の状況に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

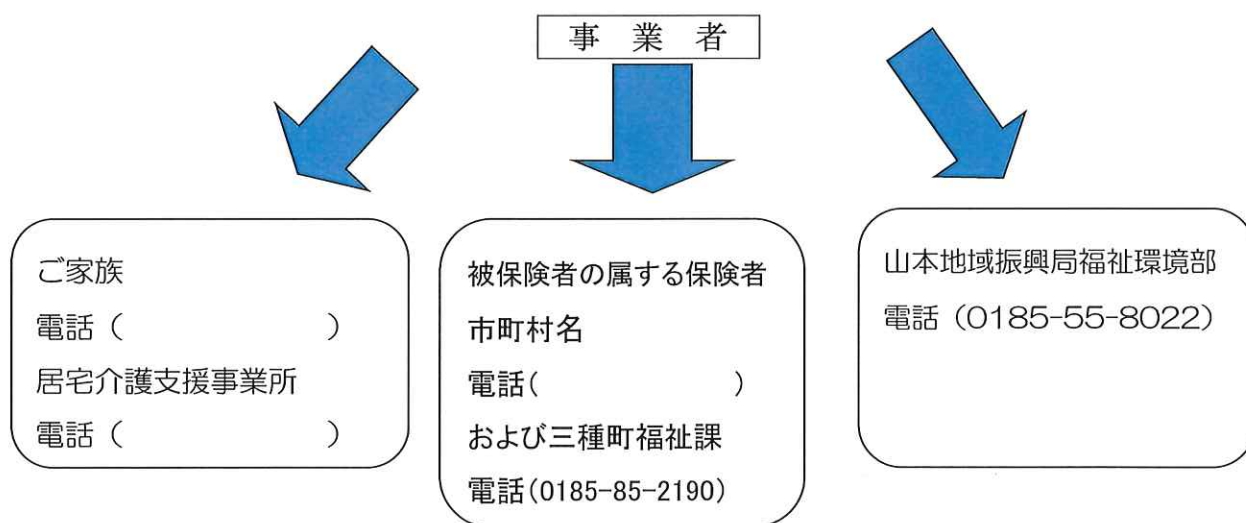
## 9. 事故発生時の対応及び損害賠償

当施設において、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに秋田県及び関係機関並びにご契約の家族又は、身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

又、当施設において介護サービス提供上、不可抗力的に生じた損害、事故の補償については、利用者、契約者と施設双方で協議したうえで損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生については、利用者に故意又は過失が認められる場合には、その置かれた状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

事故発生時の連絡先と電話番号



## 10. 苦情解決処理

(1) 当施設に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で、いつでも受け付けます。

### 当施設ご利用相談・苦情窓口

担当者	信太 香織
電話番号	0185-85-4688
受付方法・時間	窓口での苦情受付 及び、電話受付の他、随時玄関前に苦情受付箱を設置してありますのでご利用ください。 午前9時 ~ 午後5時(毎週月曜日～金曜日) 午後5時以降についても電話等により24時間連絡可能な体制をとります。

#### 【苦情処理体制・手順】

##### ・苦情受付

苦情受付担当者は、利用者、及び家族、代理人等から面接や電話、書面等により寄せられる苦情を随時受け付けます。

利用者からの苦情への適切な対応により、利用者の満足感の向上や利用者個人の権利擁護を図るとともに、福祉サービスの適切な利用を支援します。

又、併設するドラゴンクリニック、特定施設やまぼうしに関する苦情についても随時受付いたします。施設における苦情やご相談については、担当者が不在の時は、他の職員が対応する場合があります。

##### ・苦情の対応

苦情の内容（サービス内容 職員 体制 設備他）を把握し問題解決に向け対処する。  
苦情の経過及び結果を苦情処理記録表に記録する。

改善を約束した事項は、苦情の申出人へ一定期間経過後報告する。

必要時、第三者委員への報告

施設内で苦情が解決できない場合

苦情申出人との間で苦情を解決できない場合、保険者である市町村へ相談苦情対応結果報告書により報告する。その場合、相談苦情記録表の写しを添付する。

【第三者委員】

第三者委員・・・2名

① 清水 欣也 氏（三種町町議会議員）

電話 0185-85-3667

② 鎌田 義人 氏（前三種町教育長）

電話 0185-87-2309

- ・受付担当者から受付けた苦情の報告聴取
- ・利用者、ご家族からの苦情の直接受付及び助言
- ・事業者への助言
- ・苦情申出人苦情解決責任者の話し合いへの立会い、助言
- ・苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取

当施設以外にも、相談・苦情窓口等でも受け付けています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

担当部署	秋田県福祉サービス相談支援センター (秋田県運営適正化委員会)
電話番号	018-864-2726
受付時間	月～金 8時30分～17時

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-3268-1148
メールアドレス	kaiketsu@tcsw.or.jp
受付時間	月～金 9時～17時

上記以外に、区市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。秋田県の場合は下記の窓口があります。



### 1 3. 高齢者虐待の防止・権利擁護について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、必要な措置を講じます。

高齢者虐待防止に関する 取り組み	① 虐待防止に関する責任者を選定します。 虐待防止に関する責任者 管理者・信太香織 ②研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上や技術の向上に努めます。 ③必要時には「個別支援計画」の作成など適切な支援の実施に努めます。
権利擁護・その他に関する 取り組み	①必要時には成年後見制度の利用を支援します。 ②従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

### 1 4. その他

#### (1) 個人情報

施設では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮いたします。  
ただし、サービス担当者会議等において、利用者及び契約者の個人情報をを用いる場合があります。その場合は、利用者または家族等に個人情報の使用に係る説明を行い文書により同意をいただきます。

#### (2) 身体的拘束

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。

しかし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ないと判断し、身体拘束を実施する場合は、事前に利用者又は家族へ説明し、同意を確認後、あくまでも解除することを目標に最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認について検討を行い、必要な状況が解消した場合は速やかに解除いたします。

#### (3) 同姓介護

入浴や排泄の介助時、同姓の介護を希望された場合、可能な限り希望に添うよう努めますが職員の勤務体制上希望に添えない場合があります。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護事業所「ショートステイさみどり」入所にあたり、利用者及び契約者に対して契約書及び本書面に基づいて施設サービス提供に関する重要な事項を説明いたしました。

事業者

住 所 秋田県山本郡三種町浜田字上浜田1番地3

名 称 医療法人 徳新会  
短期入所生活介護事業所 ショートステイさみどり

説明者職名 管理者

氏 名 信太香織 印

私は、本書面により事業者から短期入所生活介護事業所「ショートステイさみどり」の重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意しました。  
本書2通を作成し、利用者及び事業者が各1通ずつ保有することといたします。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者の家族または代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 利用者との関係 ( \_\_\_\_\_ )



## ご利用に際しての留意事項

### 【外出】

外出の際には必ず行き先と帰宅予定時間を職員に申し出て下さい。

### 【来訪・面会】

来訪者は、面会時間を厳守し、面会者カードに記入後、必ずその都度職員に届け出て下さい。  
又、来訪者が宿泊希望される場合には事前に許可を取っていただきます。

来訪時生ものの持ち込みはできる限りご遠慮下さい。

### 【居室・設備・器具の使用】

施設内の居室や設備、器具は本来の用途にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、賠償していただくことがあります。

### 【喫煙・飲酒】

喫煙は、敷地内禁煙とさせていただきます。

又、飲酒については、他の利用者に迷惑行為等を及ぼす場合はお断りします。

### 【迷惑行為】

ケンカ、暴行、中傷、口論など他人に対する迷惑行為はしないで下さい。他の利用者、利用者に対し著しい迷惑行為があり、話し合いにより改善される見通しが無い場合は家族と施設で協議し、今後の処置、対応を決めます。

### 【所持品の管理】

入所時に私物確認表を作成し、確認させていただきます。尚、原則として所持品は日常生活用品に限り、貴重品は避けていただきます。

### 【現金等の管理】

現金管理は原則として、自己管理となります。どうしても管理を施設に依頼される場合は、ご相談下さい。

ただし、管理する現金等が高額な場合は対応しかねる場合もあります。

### 【宗教活動・政治活動】

施設内で職員や他の利用者に対して、自身の信心している宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。又、外部からの紹介、活動もお断りいたします。

### 【動物飼育】

ペット等の持ち込み、飼育は施設の構造上及び衛生上できません。

# ショートステイさみどり利用料金表

令和6年8月1日～

事業所番号 0572225670

## 併設型介護予防短期入所生活介護（個室・多床室）

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	451単位	451円	902円	1,353円
要支援2	561単位	561円	1,122円	1,683円

### 加算項目及び単位数

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
機能訓練体制加算	12単位	12円	24円	36円
送迎加算	184単位	184円	368円	552円
サービス提供体制加算	22単位	22円	44円	66円
介護職員処遇改善加算	所定単位数83/1000	所定単位数83/1000	所定単位数83/1000	所定単位数83/1000
介護職員等特定処遇改善加算	所定単位数27/1000	所定単位数27/1000	所定単位数27/1000	所定単位数27/1000

## 併設型短期入所生活介護（個室・多床室）

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	603単位	603円	1,206円	1,809円
要介護2	672単位	672円	1,344円	2,016円
要介護3	745単位	745円	1,490円	2,235円
要介護4	815単位	815円	1,630円	2,445円
要介護5	884単位	884円	1,768円	2,652円

### 加算項目及び単位数

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
機能訓練体制加算	12単位	12円	24円	36円
看護体制加算Ⅲ口	6単位	6円	12円	18円
看護体制加算Ⅳ口	13単位	13円	26円	39円
サービス提供体制加算	22単位	22円	44円	66円
介護職員等処遇改善加算	所定単位数14/1000			
送迎加算	184単位	184円	368円	552円
医療連携強化加算	58単位	58円	116円	174円
療養食加算	8単位×3食	24円	48円	72円
口腔連携強化加算	50単位	50円	100円	150円
看取り連携体制加算	64単位	64円	128円	192円

例) 1割負担で介護1の方が1日利用した場合

$603 + 12 + 6 + 13 + 22 = 656 (\times 1.4\%)$  **666円**

上記の他、食事代・居住費が発生します。

負担限度額認定の有無により異なりますので、下表をご参考にしてください。

	多床室	個室	食事代
第1段階	0円	380円	300円
第2段階		480円	600円
第3段階①	430円	880円	1,000円
第3段階②			1,300円
第4段階	915円	1,231円	1,445円

朝食306円  
昼食453円  
夕食686円

おやつ・飲み物代 50円/日

(持ち込み管理費込)